KHKS 0850-3(2011) 保安検査基準(コンビナート等保安規則関係(スタンド及びコールド・エバポレータ関係を除く。))の「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」に係る検査方法の運用まとめ

		目視検査(4.3.3)		非破壊検査(4.3.4)	
番	検査方法	外部目視検査	^{※1} 内部目視検査 (4.3.3 a))	** ¹ 肉厚測定 (4.3.4 a))	^{※1} 肉厚測定以外の非破壊検査 (4.3.4 b))
号	設備区分	(4.3.3 b))	※1 上記の3つの検査のうちいずれかの検査の適用が困難な場合、又は余裕のある肉厚・安全率となっている場合、所定の耐圧試験を1年に1回実施すれば上記の3つの検査は不要。(耐圧試験(4.3.5 a)))		
1	「2~9」のいずれの設備にも属さない高圧ガス設備(貯槽等の圧力容器)	の外面から実施)(4.3.3 b)1))	【時期】 表2に定める期間内ごと(特定液化石油ガスの貯槽に ついては、KHKS 0850-2 4.3 表2に定める期間内) (4.3.3 a)1))	【時期】 1年に1回(4.3.4 a))	【時期】 表2に定める期間内ごと(特定液化石油ガスの貯槽に ついては、KHKS 0850-2 4.3 表2に定める期間 内)(4.3.4 b))
2	め方式の地下埋設貯槽	1年に1回	【時期】 表2に定める期間内ごと(特定液化石油ガスの貯槽に ついては、KHKS 0850-2 4.3 表2に定める期間内) (4.3.3 a)1))	【時期】 ①開放検査時(貯槽内部から) ②(4.3.3 b)2))の砂の乾燥状況又は底部の集 水桝の浸透水の状況の確認(集水桝を有し ない構造のものは、ガス検知管等による浸透 水の状況の確認)において異常が確認された とき(4.3.4 a)3))	
	¦器(ポンプ、圧縮機等の回転機械)(4.3.4 a)1))	【時期】 1年に1回 (断熱材等で被覆されているものはそ の外面から実施)(4.3.3 b)1))	【時期】 分解点検・整備のための開放時ごと(4.3.3 a)2)) <u>ただし、以下の動機器</u> について、分解点検整備の時期を次の通りにしてもよい。 ①液中ポンプ 内蔵されている貯槽等の開放検査時 ②不活性ガスの動機器 5年(すなわち従前の期間) ③その他の高圧ガス設備の動機器(液中ポンプを除く。)	【時期】 左記の内部目視検査で異常が認められたと き(4.3.4 a)1))	【時期】 分解点検・整備のための開放時ごと(4.3.4 b))ただし、以下の動機器について、分解点検整備の時期を次の通りにしてもよい。 ()液中ポンプ 内蔵されている貯槽等の開放検査時 ②不活性ガスの動機器 5年(すなわち従前の期間) ③その他の高圧ガス設備の動機器(液中ポンプを除
①配管 ルチュー ②特定 く人が中 る。)	からの検査が不可能な高圧ガス設備(4.3.2.2)】 (「配管系として管理できる弁、ストレーナ、フィルター等を含み、フレキシブ 一 <u>ブ類は含まない。</u>) (4.3.1の注1)) 設備(マンホールの無いもの、またはマンホールがあってもその口径が小さ 中に入って内部の目視検査、内部からの非破壊検査ができないものに限 (設備以外の圧力容器(同上)	【時期】 1年に1回 (断熱材等で被覆されているものはそ の外面から実施)(4.3.3 b)1))	3年(すなわち従前の期間) 【時期】 表2に定める期間内ごと(4.3.3 a)1)) (ファイバースコープ、工業用カメラ、拡大鏡等)	【時期】 1年に1回(4.3.4 a)) 【検査の単位】 ①配管系 配管系の単位(常用の温度、常用圧力、使用するガスの種類、使用するガスの状態(気体・液体)、使用する設備材料、ガス(流体)の側道等がほぼ同一であることが一つの管理する配管系以外特に定めない	3年(すなわち従前の期間) 【時期】 表2に定める期間内ごと(4.3.4 b)) 【代替検査】 外部から適切な検査方法(超音波探傷試験、放射線透過試験等)(4.3.2.2) ただし、適切な検査方法が見あたらない場合は、当分の間、従来の検査方法の採用も認める。
5 腐食性のない 高圧ガスを取り扱う	管理されているもの。ただし、以下のa)~f)の条件が満たされたものに限る。)(4.3.3 a)3)) a) ※不活性ガスである高圧ガス設備 b) ②低温及び常温(外気温)で運用されるもの c) 常用の圧力が100MPa未満のもの d) 不純物や水分の混入等による腐食や劣化損傷が生じないように管理されているもの e) エロージョンによる減肉を発生するおそれのないもの f) 上記a)~e)について産業保安室へ書面で説明し認められたもの ※不活性ガス:へリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、容素 一般化 出表 (最	【時期】 1年に1回 (断熱材等で被覆されているものはそ の外面から実施)(4.3.3 b)1))	不要(4.3.3 a)3))	(時期) 1年に1回の外部目視検査で減肉が認められたとき(4.3.4 a)2))	不要(エロージョンによる減肉が発生する恐れがあるものを除く。)(4.3.4 b)1))
6		1年(こ1回(4.3.3 b)1)) 【その他注意点】(4.3.3 c)) ①設置状況の維持管理(無理な曲げ、捻れのないこと) ②充填ホース等頻繁に取付け取外しを行うもの a) 金属製のもの・ブレードの破損のないこと(切断、ほ	不要(4.3.3 a)3))	不要(エロージョンによる減肉が発生する恐れがあるものを除く。)(4.3.4 a))	不要(エロージョンによる減肉が発生する恐れがあるものを除く。)(4.3.4 b)1))
上 記 以 外	チューブ 類	ぐれ等) ・ブレード部と継手部との接続部における割れ、膨れ等の異常のないこと り ゴム、樹脂製のもの ・補強層の露出、外層のき裂・膨れ、 折れ、つぶれ、金属部分との接続部に	【時期】 表2に定める期間内ごと(4.3.3 a)1)) 小口径で内部目視検査、肉厚測定以外の非破壊検査が	不要(エロージョンによる減肉が発生する恐れがあるものを除く。) れがあるものを除く。) ができない場合は、1年に1回所定の耐圧試験	【時期】 表2に定める期間内ごと(4.3.4 b)) を実施
		おける割れ・膨れ等のないこと 左記の設備に接続されている同等の環境下の複数の検査箇所の検査結果をもとに、当該設備の減肉及び劣化損傷のないことの確認(4.3.2.3)			
8 ①フルジャケット構造の二重管式熱交換器の内管部 【耐圧性能及び強度の確認を必要としない高圧ガス設備(4.3.2.1)】 ①二重般構造の貯槽 ②コールド・エバボレータ ③メンブレン式貯槽 ④液化石油ガス岩盤貯槽 ⑥コールドボックス内機器 耐圧性能及び強度に係る検査不要(4.3.2.1)					
	ルドボックス内機器 ルドボックス内機器と類似する機器				